

# 熊谷市立荒川中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの生徒・どの学校にも起こりうる」「いじめは絶対に許されないものである」「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、全教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、教育活動にあたらねばならない。本校では、関連法令に則り、すべての生徒が一人の人間として尊重され、充実した学校生活を送り、健やかな成長を実現するために、以下のような基本方針を策定した。

## 1. いじめの防止に向けた基本的な考え方

- いじめは全ての生徒に関係する問題であることを認識し、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめがなくなることを目指す。
- 全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒へのいじめを知らず放置しないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- いじめを受けた生徒の生命及び身体を守ることを最優先とし、学校・地域・家庭・その他関係諸機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。
- 全教職員・保護者・地域住民・関係機関との連携のもと、学校全体で一丸となって、いじめ防止及び早期発見・早期対応に努める。
- 行動連携のもと、生徒との好ましい人間関係を構築するとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示す。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3. 組織

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第 22 条に則り、以下の組織を置く。

### ○いじめ対策委員会

＜構成員＞ 校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任

＜開催＞ ステージ毎に一回実施する。いじめの疑いがあるとき、具体的事案の発生時は緊急で召集する。また、週一回、生徒指導担当教員で連絡部会を実施し情報共有に努める。

- <目的> ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ・いじめの相談・通報の窓口
  - ・いじめの疑いに関する情報や問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
  - ・事案の発生時には速やかに情報を共有し、関係生徒への事情聴取、指導や支援の体制と方針策定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する中核的役割

#### 4. 取組

##### ○いじめの未然防止

###### (1) いじめを生まない環境づくり

- ・学級経営を基盤とし、力量の向上を図りながら、公平・公正な分担による当番活動、積極的な係・委員会での活動を通して生徒同士が信頼関係を築けるよう努める。
- ・清掃の充実や教師の気づきのもと、きれいで整った教室環境を維持する。
- ・学校行事を有効活用し、生徒の特性の違いを前提に取り組み、認め合える関係を築く。
- ・「わかる授業」実現に努力し、生徒の充実感を高めるとともに、学び合い学習を積極的に取り入れ、生徒どうしの自己有用感や信頼関係の高まりを図る。

###### (2) 道徳教育の充実

- ・人権に関する題材を取り上げ、適宜道徳の授業を実施する。
- ・5月と11月の二度の人権週間では、学年ごとに統一した題材を設定し、共通理解のもとに道徳を重点的に実施する。
- ・道徳の時間以外にも教科の授業や校長講話、外部講師の講話などを意識して道徳的内容と関連づけて指導できるようにする。

###### (3) 生徒が主体となった取組

- ・生徒会本部が主体となり、いじめ撲滅宣言を受けた取組を実施する。
- ・人権週間を中心に、生徒個人が「わたしのいじめ撲滅宣言」などを作成し、意識を高める。

###### (4) 携帯電話・スマートフォン（スマホ）の適切な使用

- ・LINE等のソーシャルメディアの使い方について学校として計画的に指導する。
  - ・携帯・スマホの使用について、意識調査や実態調査を実施、結果を周知する。
  - ・保護者に対してスマホの使用方法等について情報提供するとともに、家庭での指導を支援する広報活動を推進する。
- ①携帯・スマホを持たせないという方針をとる家庭を学校として支持する。
  - ②携帯・スマホを持たせる場合は保護者の責任のもと、家庭でのルール決め等を必ず行い、大人が手本となって指導していくことへの理解を促す。

##### ○早期発見・早期対応にむけて

###### (1) 教員による生徒の観察

- ・朝の読書時間前や休み時間、放課後など、各学年の教員がフロアに常にいるようにし、生徒の変化の兆候を逃さないようにする。

- ・担任は生活ノートや日々の学級での生活から生徒の心理状態や変化に気づけるよう感覚を磨くことに努める。特に清掃や給食などの時間に不当に扱われる生徒がいないか注視する。
  - ・授業に出る教員間で連絡を密にし、気づいたことを担任・主任・生徒指導担当で共有する。
- (2) アンケート調査の実施
- ・いじめについてのアンケートを5、7、9、11、1、3月に実施し、実態を把握する。
  - ・いじめの兆候を認知した時は速やかに担任と複数の教員で当該生徒に実態を聞き対応する。
- (3) 保護者・地域との連携
- ・家庭訪問、教育相談を通して担任と保護者がよく話し合い、情報を共有する。定められた日程以外でも必要に応じ保護者との相談を設定する。
  - ・地域の住民の方や民生委員の方等からの情報提供があった場合は、対策委員会のメンバーおよび担任が速やかに情報を共有し対応する。

#### ○いじめに対する措置

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、確認された場合だけでなく、疑いがある場合においても、いじめ対策委員会を中心に迅速かつ組織的に対応する。

##### (1) 緊急での職員会議を実施

- ・問題の明確化、指導方針の決定、役割分担の決定。

##### (2) いじめられた生徒に対して

- ・身体の安全、学習環境を確保する。(最後まで守り通すこと、秘密を守ることを伝える)
- ・安心して話す、相談できる環境をつくり、事実確認を行う。
- ・速やかに家庭に連絡し、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係・対応を伝え、保護者の心情等を聞き今後の対応を考える。
- ・必要に応じ関係機関等を紹介する。

##### (3) いじめた生徒に対して

- ・人権を尊重して事実確認を行う。
- ・「めざす生徒像」に則り指導を行う。(いじめは絶対に許さないという毅然とした態度)
- ・速やかに家庭に連絡し、直接保護者に会って事実関係、指導方針を伝え、今後の対応とともに考える。
- ・情報を共有し、生活や家庭での背景などにも目を向けて指導する。
- ・場合によっては別室指導、出席停止等の措置を講ずる。

##### (4) 指導について

- ・学校は保護者の心情を推し量り、誠意をもって対応する。
- ・学校は保護者に学校の解決策を伝え、協力を働きかけ、信頼関係を築いて対応する。
- ・学校は関係諸機関の役割を理解し、連携を図って取り組む。
- ・いじめ解消後についても注意観察を継続し、加害者・被害者双方の生徒及び保護者に対し、助言や支援を行う。
- ・周囲の生徒についても、該当事案に対して自分の立場から考えさせ、傍観者から当事者と

しての意識に転換できるよう指導や学級での話合い等を行う。

## 5. 重大事態への対処

### <重大事態とは>

- 生徒が自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症等があったとき
- 年間 30 日以上欠席などの状況に至ったとき
- 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

(「いじめ防止対策推進法」より)

### <重大事態が発生した場合の対応>

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会へ報告する。
- (2) 学校における、当該事項に対処する対策委員会を教育委員会と相談の上設置する。熊谷市いじめ問題専門委員会(事務局：学校教育課)と連携し事態に当たる。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査内容については、市のいじめ問題対策委員会に随時報告する。
- (4) 上記の調査結果について、生徒・保護者に対し適時・適切な説明を行う。
- (5) その他の生徒に対しても、動揺や戸惑いを鎮め学校生活を送れるよう適切なケアを行う。